３　被告人は、読むことができないとき又は目の見えないときは、第一項の尋問調書（当該尋問調書の全部又は一部が電磁的記録であるときの当該電磁的記録にあつては、その内容）の朗読を求めることができる。

［４　略］

（宣誓の方式・法第百六十六条）

第百二十八条　［略］

２　宣誓は、鑑定人が、良心に従つて誠実に鑑定することを誓う旨を述べる方式（当該事項を述べることができない場合にあつては、次の各号に掲げるいずれかの方式）によりしなければならない。

一　裁判所書記官が当該事項を記載した書面を朗読し、鑑定人が当該書面に署名する方式

二　裁判所書記官が当該事項を記録した電磁的記録の内容を朗読し、鑑定人が当該電磁的記録の内容が相違ないことを確認した旨を当該電磁的記録上明らかにする方式

（鑑定の報告）

第百二十九条　鑑定の経過及び結果は、鑑定人に鑑定書（電磁的記録をもつて作成するものを含む。以下同じ。）により又は口頭でこれを報告させなければならない。

［２　略］

３　鑑定の経過及び結果を鑑定書により報告させる場合には、鑑定人に対し、鑑定書に記載し、又は記録した事項に関し公判期日において尋問を受けることがある旨を告げなければならない。

（裁判所外の鑑定）

第百三十条　［略］

２　前項の場合には、鑑定に関するものを鑑定人に提供することができる。

（鑑定留置状の記載要件等・法第百六十七条）

第百三十条の二　鑑定留置状には、被告人の氏名及び住居、罪名、公訴事実の要旨、留置すべき場所、留置の期間、鑑定の目的、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項並びに発付の年月日を記載し、又は記録しなければならない。

一　鑑定留置状が書面による場合　有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状を返還しなければならない旨

二　鑑定留置状が電磁的記録による場合　有効期間並びにその期間経過後は執行に着手することができず検察官及び検察事務官又は司法警察職員（法第百六十七条第六項において準用する法第七十条第二項の規定により刑事施設職員が執行する場合にあつては、検察官及び刑事施設職員）の使用に係る電子計算機及び記録媒体から鑑定留置状を消去する措置並びに鑑定留置状に記録された事項を印刷し又は複写した書面又は電磁的記録がある場合にはこれらを廃棄し又は消去する措置をとり、かつ、これらの措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判長に提出しなければならない旨

２　鑑定留置状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　鑑定留置状が書面による場合　記名押印すること。

二　鑑定留置状が電磁的記録による場合　鑑定留置状が裁判長の作成に係るものであることを示すとともに当該鑑定留置状の改変を防止するために必要な措置（鑑定留置状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

３　被告人は、読むことができないとき、又は目の見えないときは、第一項の尋問調書の朗読を求めることができる。

［４　同上］

（宣誓・法第百六十六条）

第百二十八条　［同上］

２　宣誓は、鑑定人が、良心に従つて誠実に鑑定することを誓う旨を述べる方式（当該事項を述べることができない場合にあつては、裁判所書記官が当該事項を記載した書面を朗読し、鑑定人が当該書面に署名する方式）によりしなければならない。

［新設］

（鑑定の報告）

第百二十九条　鑑定の経過及び結果は、鑑定人に鑑定書により又は口頭でこれを報告させなければならない。

［２　同上］

３　鑑定の経過及び結果を鑑定書により報告させる場合には、鑑定人に対し、鑑定書に記載した事項に関し公判期日において尋問を受けることがある旨を告げなければならない。

（裁判所外の鑑定）

第百三十条　［同上］

２　前項の場合には、鑑定に関する物を鑑定人に交付することができる。

（鑑定留置状の記載要件・法第百六十七条）

第百三十条の二　鑑定留置状には、被告人の氏名及び住居、罪名、公訴事実の要旨、留置すべき場所、留置の期間、鑑定の目的、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状は返還しなければならない旨並びに発付の年月日を記載し、裁判長が記名押印しなければならない。

［新設］

［新設］